

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第3条に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び規則第6条に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を実施するので、規則第2条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年5月30日

静岡県公安委員会委員長 稲田 精 治

1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分、講習の定員並びに講習の区分、実施日時、事前申込期間及び手数料

(1) 警備業務の区分

ア 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）

イ 法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）

ウ 法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号警備業務」という。）

エ 法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号警備業務」という。）

(2) 講習の定員

後記(3)アの表の追番ごと60人とする。

(3) 講習の区分、実施日時、事前申込期間、警備業務の区分及び手数料

ア 講習の区分、実施日時、事前申込期間、警備業務の区分及び手数料

追番	講習の区分	講習の実施日	事前申込期間	警備業務の区分	手数料
1	新規取得講習	令和7年7月23日(水)から7月31日(木)までの7日間	令和7年6月16日(月)から6月26日(木)まで	1号警備業務	47,000円
	追加取得講習	令和7年7月28日(月)から7月31日(木)までの4日間			23,000円
2	新規取得講習	令和7年8月20日(水)から8月27日(水)までの6日間	令和7年7月7日(月)から7月17日(木)まで	2号警備業務	38,000円
	追加取得講習	令和7年8月25日(月)から8月27日(水)までの3日間			14,000円
3	新規取得講習	令和7年9月10日(水)から9月18日(木)までの6日間	令和7年8月4日(月)から8月14日(木)まで	3号警備業務	38,000円
	追加取得講習	令和7年9月16日(火)から9月18日(木)までの3日間			14,000円
4	新規取得講習	令和7年10月8日(水)から10月15日(水)までの5日間	令和7年9月1日(月)から9月11日(木)まで	4号警備業務	34,000円
	追加取得講習	令和7年10月14日(火)から10月15日(水)までの2日間			10,000円

(f) 各講習とも講習最終日前日までの講習時間は、土曜日、日曜日及び休日を除き、各日の午前9時から午後5時までとする。

(g) 各講習とも講習最終日の講習時間は、修了考査終了までとする。

イ 事前申込受付時間

事前申込みの受付時間は、土曜日、日曜日及び休日を除き、各日の午前9時から午後4時までとする。

2 新規取得講習及び追加取得講習の実施場所

静岡市葵区鷹匠三丁目6番1号

静岡県職員会館

3 受講対象者

(1) 新規取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者であつて、規則第3条に定める次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講しようとする警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、前記(1)アからオまでのいずれかに該当するもの

4 受講手続等

(1) 事前申込み

新規取得講習又は追加取得講習を受けようとする者は、前記1(3)アの表の受講しようとする講習の事前申込期間内に県内各警察署の生活安全課に備付けの書面により講習及び警備業務の区分を特定の上、申込みを行うこと。

(2) 申請手続

ア 受講対象者の決定

前記(1)の事前申込みをした者の数が講習の定員を超えた場合には、受講対象者を抽選により決定するが、県内警備業者に所属する者、県内居住者、新規取得講習の受講者等を優先する。

イ 受講対象者への通知

事前申込みをした者に対し、事前申込みをした警察署から同人の抽選結果等を通知する。

ウ 受講申込書等の提出

受講対象者は、講習の初日の午前8時30分から、前記2の場所において、次に掲げる書類を提出して申請すること。

(7) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の写真を貼付したもの） 1通

(4) 添付書類

a 新規取得講習受講者の場合

前記3(1)のいずれかに該当することを疎明する次の書面

(a) 前記3(1)アに該当する者

最近5年間に、受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者であることを証明する警備業者が作成した書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(b) 前記3(1)イに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定に係る合格証明書（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。）の写し

(c) 前記3(1)ウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定に係る合格証明書（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。）の写し並びに当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者であることを証明する警備業務従事証明書及び履歴書

(d) 前記3(1)エに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級検定に係る合格証（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。）の写し

(e) 前記3(1)オに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級検定に係る合格証（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。）の写し並びに当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者であることを証明する警備業務従事証明書及び履歴書

(f) 前記3(1)ア、ウ又はオに該当する者で、警備業務従事証明書を提出することができない理由（警備業者が既に廃業している等）がある場合は、当該理由を疎明した上で警備業務に必要な期間従事していたことを誓約する誓約書

b 追加取得講習受講者の場合

- (a) 前記 a に掲げるいずれかの書面
- (b) 指導教育責任者資格者証等の写し

5 手数料の納付方法

講習受講申込書等の提出の際、静岡県収入証紙により納付する。

静岡県収入証紙は、受講申込受付会場で購入できないので事前に準備すること。

6 講習の委託

この講習は、一般社団法人静岡県警備業協会（静岡市葵区両替町一丁目 4 番地の15）に委託して行う。

7 その他

- (1) 受講しようとする者は、自己の本籍、氏名等を住民票等により確認し、申込書の記載に誤りがないようにすること。
- (2) 講習の実施場所には、午前 8 時50分までに集合すること。ただし、講習初日は午前 8 時30分までに集合すること。
- (3) 講習には、筆記用具を持参すること。
- (4) 講習についての問合せは、静岡県警察本部生活安全部生活保安課（電話番号054－271－0110 内線711－3175、3176）へ行うこと。